

さわらび学園入所児童権利擁護指針

第1 児童の権利の保障

子どもの権利条約第20条には、「一時期若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」とされ、我々には、子どもに対し特別な援助を行うことが求められている。

児童自立支援施設に入所してくる児童は、反社会的な行動、行為があり、その特性としては、対人不信、自己自信喪失感の強い傾向がある。これらの入所児童に対して、開放処遇といわれる緩やかな枠の中で、児童との生活を通じた「育ち直し」を進めていくことになるが、当然に、大人と子どもの関係性の中で、職員の権力支配に陥らないように、常に、児童を中心とした指導、支援を行い、児童の最善の利益を確保する必要がある。

第2 懲戒権限の濫用禁止

- 1 児童福祉施設最低基準第9条の3の規定のとおり学園においては、懲戒に係る権限の濫用は禁止される。さわらび学園における児童の権利を擁護し適切な児童処遇を行うために、次のとおり本規定に係る具体的な運用方針を定める。
- 2 児童福祉法第47条第3項の規定では、施設長に対し懲戒に係る権限が与えられているが、これは児童を心身ともに健やかに育成することを目的として設けられているものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える場合には懲戒権の濫用に当たる。
- 3 さわらび学園では、次のような行為を決して行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接児童の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢を取らせたまま放置すること。
 - (3) 食事を与えないことや必要な睡眠時間を与えないこと、適切な休息時間を与えず長時間作業を継続させること。
 - (4) 相手の人格をおとしめるあるいは傷つけることを目的とした罵倒・威嚇等の発言や、無視すること。
 - (5) 施設を退所させる、または退所させない等の発言で児童を脅かすこと。
 - (6) 性的嫌がらせをすること。

第3 施設内虐待の防止、予防措置

第1にも述べたように、職員と入所児童との関係は、大人と子ども、処遇を左右する権力者という構図が根底にあるものであり、職員の高い倫理性が求められるものである。上記第2の3にある行為は、施設内虐待にも通ずるものであり、職員は、これらの行為を厳に慎むとともに冷静な対応、処遇に努めるものとし、以下の予防措置を実施する。

<予防措置>

- ・ 入所児童に対する定期的なアンケートの実施。
- ・ 入所児童に対して担当児童相談所、いじめ、虐待等を受けた時の連絡先の周知。
- ・ 苦情等解決ポストを利用した申し立ての保障。
- ・ 自立支援向上委員による定期的な児童面接。

- ・ 児童の希望により、園長室から県庁、管轄児童相談所に相談や苦情申し立ての電話ができる。

第4 児童・保護者の学園に対する苦情、異議申立、意見表明の機会（以下「苦情等」という。）の確保

- 1 さわらび学園に入所している児童及びその保護者等(以下「利用者」という。)の苦情を密室化することなく、客観性を確保し、入所している子どもの権利を擁護するため、その解決体制を整備し、円滑・円満な解決の促進と適正な運営の確保を図るとともに、日常的に児童が自身の意見を表明するための機会を確保する。
- 2 利用者からの苦情等に適切に対応するため、苦情等解決責任者を園長とし、また、苦情等受付担当者は、指導班長とする。
- 3 苦情等受付担当者は以下の職務を行う。
 - ① 利用者からの苦情等の受付。
 - ② 苦情等内容及び利用者の意向等の確認。
 - ③ 受け付けた苦情等及びその改善状況等の苦情等解決責任者への報告。
- 4 苦情等の解決に当たっては、客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、管理運営要綱第11条の規定により設置する「さわらび学園自立支援向上委員（以下「向上委員」という。）」が当たるものとする。
- 5 向上委員は以下の職務を行う。
 - (1) 苦情等受付担当者からの受け付けた苦情等内容の報告聴取。
 - (2) 利用者からの苦情等の直接受付。
 - (3) 苦情等受付担当者から苦情等内容の報告を受けた旨の苦情等申請人への通知。
 - (4) 苦情等申出人に対する助言。
 - (5) 苦情等解決責任者に対する助言。
 - (6) 苦情等申出人と苦情等解決責任者の話し合いへの立会い及び助言。
 - (7) 苦情等解決責任者からの苦情等事案の改善状況等の報告聴取。
 - (8) 日常的な状況の把握及び意見聴取。
- 6 解決結果の公表
苦情等解決責任者は、苦情等と解決結果等について、個人情報に関するものを除き実績を公表する。ただし、苦情等申出人がその苦情等に関して公表を拒否した場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この指針は、平成21年12月1日から施行する。
 - 2 「さわらび学園における「懲戒に係る権限の濫用禁止」についての運用方針」（平成18年10月1日施行）は廃止する。
 - 3 「宮城県さわらび学園苦情解決実施方針」（平成13年8月1日施行）は廃止する。
- この指針は、平成29年1月1日より施行する。
- この指針は、平成29年2月1日より施行する。